

「特別支援教育を推進するための制度のあり方について（中間報告）」に
対する意見募集の結果概要

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

平成16年12月2日（木）～24日（金）

（但し、募集期間以降届いた意見等についても可能な限り集計に含めている。）

(2) 告知方法

文部科学省ホームページ、中間報告記者発表等でも広報。

(3) 意見受付方法

郵便、ファックス、電子メール

(4) 提出された意見について

○ 意見者の属性としては、以下の表のとおり。

意見者の属性	人数(人)	割合(%)
保護者	396	23.5
小・中学校等関係者（※1）	334	19.8
盲・聾・養護学校関係者	313	18.6
その他教育職員（※2）	172	10.2
行政関係者	119	7.1
支援グループ関係者	67	4.0
教職員組合	25	1.5
大学関係者	23	1.4
その他	237	14.1
合 計	1686	100（※3）

※1 小・中学校等関係者は幼稚園、高等学校の教員を含む。

※2 学校種を特定できない教育職員を指す。

※3 各属性の割合については、小数点第2位を四捨五入している。

- 個別の意見の内容については、以下のとおり。

意見の内容（概要） (※同趣旨の意見80件以上のもののみ掲載)	意見数 (件)	全意見者に 対する割合 (%)
1 特殊学級制度の維持に関する意見	643	38.1
2 人的・予算措置の拡充に関する意見	537	31.9
3 特別支援学校（仮称）に関する意見	225	13.3
4 センター的機能に関する意見	210	12.5
5 就学制度に関する意見	207	12.3
6 教員の資質向上に関する意見	187	11.1
7 特別支援教室（仮称）に関する意見	163	9.7
8 特別支援教育コーディネーターに関する意見	141	8.4
9 寄宿舎に関する意見	102	6.0
10 通常の学級の条件整備に関する意見	84	5.0
その他	813	48.2
合 計	3236	

- 主な意見の内容（抜粋）を中間報告の各章ごとに列挙すると、以下のとおり。

第1章 障害のある児童生徒等に対する教育の現状と課題

- ・ L D ・ A D H D ・ 高機能自閉症等以外にも様々な「障害」や課題を持った子どもたちが通常の学級に在籍している。現場は、「約 6 % 程度の割合で存在する」というほど単純なものではなく、このような現状についても書き入れる必要がある。
- ・ 特に知的障害養護学校就学者数の増加によって、主として都市部の養護学校において、過密化問題が生じている現状についても触るべき。

第2章 特別支援教育の理念と基本的な考え方

- ・ 中間報告は特別支援教育を進める上で重要な一歩となる。重要なことは多様な教育の場を準備することだと考えます。柔軟で多様な教育の場が準備されることで、インクルージョンへの重要な一歩を進めることになると考えています。フルインクルージョンだけがすばらしいのではなく、多様な教育の場を本人、養育者が自由に選択できる可能性を最大限可能とする環境があることが重要。
- ・ 平成 15 年 3 月に出された「今度の特別支援教育のあり方について（最終報告）」と比較すると、内容や方向性が変えられ、すべての子

どもがともに生き、学び育つ場としてのインクルージブな学校をめざした視点からは、大幅に後退している。

- ・通常の学級で学ぶ、特別な手立てを必要とする子どもたちへの教育条件を整備する必要がある。
- ・「LD等」の子どもに特化することなく、障害者基本法附帯決議で示された「共に育ち学ぶ」教育をめざし、現在、普通学校で学んでいる配慮を必要とする子どもへのサポートをどうしていくかを検討すべき。
- ・一人一人の教員が専門性を高めるために自費での研究会参加、土曜、日曜の学集会に参加し、それによって特殊教育が成立している。障害ごとの専門性を重視する必要がある。
- ・いじめや不登校は教育全般に対する課題であり、特別支援教育が解決できることとするのは、楽天的すぎる。

第3章 盲・聾・養護学校制度の見直しについて

- ・特別支援学校について、障害種別ごとにいわゆる「教育部門」を設けることは必要であり、それに応じた教員の配置や施設設備を保障しなければならない。
- ・センター的機能については、既存の教員の活用に頼るのでなく、そのための教員配置を国が責任を持って必要な教員を増員する必要がある。
- ・障害児学校が「センター的機能」を有効に果たすためには、小規模な障害児学校の建設を計画的にすすめる必要がある。
- ・現在の盲・聾・養護学校を障害種別を超えた特別支援学校の制度にすることで、障害種別の専門性が後退し、現在在籍している子どもたちの教育の後退が危惧される。
- ・特別支援学校ができれば、教員としても、学校内で多種の専門性が得られることになる。
- ・聴覚障害をもつ子どもたちは、コミュニケーションの問題も含めて同じ障害を持つ友人がいる集団が必要。そのためには、聾学校を存続する必要がある。
- ・盲学校において、視覚障害者の自立のために、あはき教育があり、今後もその必要性があることを明示すべき。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の通学保障、教育保障のためにもさらなる看護師の増員が求められている。
- ・ボランティアは、地域からどんどん募る必要がある。例えば、筋ジストロフィー症の子どものためにページをめくってあげるボランティア等がいるだけで、どれだけ教員が余裕を持って緻密な授業準備ができるか。

第4章 小・中学校における制度的見直しについて

- ・LD, ADHD, 高機能自閉症等の子どもたちについては、「必要に応じて、通常の学級を離れた特別な場での指導及び支援を制度的に位置づける」としているが、LD等の子どもが普通学級から排除される危険性が高くなる。
- ・弾力的な運用について、今後、特殊学級担当教員の活用が促進される際の形態について、具体的なモデルの例示を提示する必要がある。
- ・全ての小中学校における特別支援教室の速やかな設置と充実が必要。
- ・固定式の特殊学級を存続させる必要がある。
- ・小中学校で学ぶ障害のある児童にとって、障害児学級は生活そのものであり、絶対に必要なもの。障害児学級があるからこそ、通常の学級との交流教育、共同教育にのぞむことができる。
- ・子どもは学校の中で「居場所」があることが何よりも大切。障害児学級にいる子どもが通常学級に移ることを受け入れるかどうか。登校することさえできなくなってしまうおそれもある。よいことも悪いことも受け入れる友達や教師のいる「学級」である必要がある。
- ・通常の学級の定員を30人以下にする必要がある。
- ・通級指導教室も全ての学校に設置すべき。
- ・従来の固定式の特殊学級は障害のある児童生徒の生活や学習の基盤として必要。将来、特殊学級の廃止が見込まれているが、児童生徒の居場所として欠くことができない。
- ・今でも特殊学級在籍の児童は目が離せない状態なのに、その子が通常の学級に在籍するとなると学級担任の負担は大変なものになる。
- ・現在の特殊学級の教員の専門性については、人事行政の問題の責任を特殊学級担任に転嫁する論調が見られるが、これは、教師の責任ではなく、教育行政のシステムの問題。
- ・特殊学級制度を存続した上で、新たな対象としての軽度発達障害の子どもたちに対して新たに通級指導教室を作っていくという方向を出す必要がある。
- ・高機能自閉症等これまで対象外であった子どもたちを支援の視野に入れることは重要なことであるが、これらの子どもたちにとって如何なる形が最も適切な学習環境、学校生活となるかは、今回の報告では明らかではない。
- ・軽度発達障害の2次障害として不登校になると、教育を受ける機会が著しく失われる。このことで自尊心を失い、不安からさらに重度の2次障害を引き起こすこともある。このような状況を少しでも解消するため、自宅や学校以外の場所、たとえば適応指導教室などでも特別支援教育が受けられるようにする必要がある。
- ・指導者においての共通理解、一貫した教育の必要性から校内全体でのきめ細かいサポート体制の確立が必要。

- ・長期欠席の子どもについては、学校からの支援は消極的になりがち。LD、ADHD、高機能自閉症などの子どもを含め、学校へ行くことができない子どもへの援助を進めるために、小中学校での訪問教育を積極的に位置付けて制度化する必要がある。

第5章 教員免許制度の見直しについて

- ・各障害に対する一般的な知識は広く必要であるが、最新の研究を取り入れ、実績を積むためには、ある程度の専門性を持つことは必要と思われる。専門性を活かし、チームを作つて対象児童生徒の教育にあたる教員同士の協調性が大切。
- ・LD・ADHD・高機能自閉症等の子どもを指導する教員は、指導方法が確立されていないため、絶え間ない情報収集と実践研究の姿勢が要求され、保護者の思いに応えられる力量が求められるため、より専門性の高い指導が要求される。
- ・特殊教育諸学校あるいは特別支援学校の教員免許状に関し、教育職員免許法附則第16項の「当分の間、免除」との規定について、この条項がそのまま維持されるのであれば、いかなる免許状論議も無意味。
- ・待遇面でも免許や資格、経験に応じた手当が必要と考えます。さらに、年数による定期的な人事異動ではなく、経験を蓄積できるような配慮が必要。
- ・小・中学校で特別支援教育に携わる教員に、特殊教育免許状の保有を義務づけることを検討する点については、方向性としては理解できるが、学校全体でかかわっていくという特別支援教育の理念からすると、特別支援教育は特殊教育免許状の所持者に任せればよいとなってしまわないか。

第6章 関連する諸課題について

- ・特別支援教育コーディネーターには専門家の配置が必要。
- ・コーディネーターの仕事は不登校やいじめ、NEETへの問題解決の糸口となるもので教育全般への問題提起になる。更には少子化問題の解決にもつながる国家的課題事項であり、思い切った対策が必要。
- ・「特別支援教育コーディネーター」を前面に出して欲しくはありません。結局は、この人がやるんだろうといった意識を高めるだけ。むしろ管理職次第で学校運営のほとんどが変わってくる。そのため、「管理職研修、または管理職そのものの専門性」も検討すべき。
- ・個別の教育支援計画は、Plan-Do-Seeのサイクルであり、今までの実践をじっくり振り返り、評価し、次への共通認識を持つという手順

を重視することにより、保護者がより関与しやすくなる。

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、重複する点も多々あり、いたずらに業務を拡大させることも懸念されるため、課題を整理し、一本化していく方向で検討する必要がある。
- ・中間報告には、教職員配置、施設設備の充実等条件整備をすすめるにあたっての具体的な記述がない。特別支援教育をすすめるにあたって条件整備は不可欠であり、具体的な記述が必要。
- ・対象児が5倍になっても人も予算も増やさない、という基本的なスタンスでは、真に特別支援教育の発展はない。
- ・特別支援教育をきちんと機能させるためには、人的配置が不可欠。
- ・寄宿舎の教育的意義を認め、寄宿舎を希望する児童・生徒が入舎できるよう条件整備が必要。
- ・地域的に専門知識をもつ指導者、教員の偏りを極力無くし、全国どこに生まれても、教育を受けていても一定レベル以上の指導を受けられるように取り組む必要がある。
- ・高等学校に在籍している軽度発達障害をもつ生徒に対する指導、支援の在り方について、早急の検討が必要。
- ・特別支援について、障害のない子どもとその保護者には、十分な情報もなく、関心も広がっていない。この大多数の保護者の理解をひろげることこそ重要であり、もっと普及啓発活動に力を入れるべき。
- ・幼児段階における特別支援教育の推進の在り方については、障害に合わせた支援が早ければ早いほうが、周囲の環境調整や障害に対する対応が進み、子どもの自己肯定感や意欲が育つ。
- ・保育園、幼稚園、高校・大学などの高等教育機関でも軽度発達障害等様々な障害に対応できる体制を作る必要がある。特に高等教育機関では就労準備のための支援が必要。
- ・親の会などを活用すべき。生の意見が聞くことができ、将来への不安など、先輩の親のアドバイスなどは効果がある。そのような相談窓口を親の会などに委託してはどうか。
- ・自閉症の子どもについては、就学前からの手厚いフォローワーク体制が必要。地域の関係機関のネットワークを作り一人一人の子どもを支えていく為の協議会をつくる必要がある。
- ・学校教育を終えた後の自立を視野に入れ、関係機関と連携していく必要がある。教育と、医療・福祉・労働などの機関とが連絡・調整機能がとれるような施策を確立していただきたい。
- ・障害のある子どもの放課後や学校休業日における生活の貧困さ、あるいは家族や親が抱える心身の健康問題の深刻さなどの問題に対して、教育行政上、真剣に取り組む必要がある。